

平成29年10月15日

学 校 長 殿
奨学生担当教諭殿

公益財団法人 ブルボン吉田記念財団

理事長 吉 田 康

〒945-0063

新潟県柏崎市諏訪町10番17号

奨学金担当事務局

TEL 0257 (21) 9223

FAX 0257 (28) 5755

平成30年度(第42回)奨学生募集についてのお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当財団の事業につき格別のご理解を賜り、誠にありがとうございます。

お蔭様にて、当財団は昭和51年秋に財団法人吉田奨学財団として設立(平成25年4月1日に公益財団法人ブルボン吉田記念財団に移行)して以来、学力優秀でありながら経済的事由等により修学が困難な学生に奨学援護を行い、人材の育成、教育の振興を図り、社会の発展に寄与することを目的に年々その事業を推進してまいりました。今春まですでに三百余名は学窓を巣立ち、おのおの実社会で活躍しており、在学中の奨学生80名は勉学にいそしんでおります。

つきましては、後記のとおり来春、4年制大学へ進学する方を対象に、第42回奨学生を募集いたします。

なお、卒業生(浪人生)の方にも、門戸を開放しております。

時節柄ご多用のなか誠に恐縮に存じますが、同封書類をご参照のうえ、学生諸君にご周知いただき、条件にかなう奨学金貸与希望者をご推薦賜りたく、お願い申し上げます。

まずは右要用のみご案内方々お願い迄申し上げます。

敬 具

[追伸]

当財団においては、他の奨学制度との併願を認めており、また、卒業後の進路については、まったく自由で何ら拘束されることはありません。

(記)

1. 第42回(平成30年4月入学)奨学生募集人員

大学生 25名

2. 奨学金貸与額および返済の方法

貸与月額	1人当り貸与額(正規の修学期間)	返済の方法
30,000円	30,000円×12ヵ月×4ヵ年=1,440,000円	卒業後2年目から10年間で割賦返還、無利息

注) 医学部学生は貸与年数6年

注) 今年度の奨学金貸与月額は30,000円

3. 出願の手続

下記の提出書類を在学(卒)高等学校を經由して提出してください。

提出書類	選考別提出書類		財団所定の様式
	第1次選考	第2次選考	
出願時提出	1. 奨学生願書	○	○
	2. 履歴書(自筆、写真貼付)	○	
	3. 家族状況調査書	○	○
	4. 奨学生推薦書	○	○
	5. 調査書(本年1学期まで)	○	
	6. 健康診断書(校内診断票写で可)	○	
進学時決定	7. 所得証明書(市町村発行)		○
	8. 合格通知の写		○
	9. 誓約書(連帯保証人連署)		○
書類提出の締切日	29年12月末	30年3月末	
採否通知の発信予定時期	30年2月初旬	30年4月中旬	

4. 同封書類(複数の方が出願される場合は、コピーを撮ってご使用ください)

1) 奨学金貸与・給付規程

2) 奨学生願書および家族状況調査書用紙

3) 奨学生推薦書用紙

* 誓約書は、第1次選考結果の通知時にお送りいたします。

5. 履歴書は、市販のものをご使用ください。

6. ご不明な事項のお問合せは、当財団事務局 担当: 染谷、高橋

(電話) 0257-21-9223 (FAX) 0257-28-5755 までご連絡ください。

なお、上記応募関連の書類は当記念財団の奨学生採用のための資料、および採用された後の奨学生としての管理目的以外に使用するものではありません。

以上

第1章 総 則

第1条 (奨学生の資格)

この財団が学資を貸与または給付する者は、学力優秀でありながら経済的事由等により、大学での修学が困難と認められる学生とする。

- 2 この財団から学資の貸与または給付を受ける者を奨学生と称し、貸与または給付する学資を奨学金と称する。

第2条 (奨学金の額および貸与または給付期間)

奨学金の額は月額 50,000 円以内とし、その貸与または給付期間は貸与または給付を開始した時から奨学生の現に在学する大学の正規の修学期間を終了する時までの最短期間とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

第3条 (願出の手續)

奨学生志願者は、連帯保証人と連署した奨学生願書(誓約書を含む)に次の書類を添えて本財団に提出するものとする。

- ① 履歴書(自筆のもの)
- ② 家族状況調査書
- ③ 学業成績証明書(調査書)および医師の診断書
- ④ 在 schools 長の推薦書
- ⑤ 写真(履歴書に貼付)

- 2 前項の連帯保証人は2名(未成年者を除く)とし、うち1名は父母兄弟またはこれに代る者とする。

- 3 願書提出の期日は、毎年12月末日(休日を除く)までとする。

第4条 (奨学生の採用)

奨学生の採用は、理事2名以内および学識経験者3名(評議員を含むことができる)による奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、在 school を経由して本人に通知する。

第5条 (奨学金の交付)

奨学金は、毎月1か月分ずつを交付することとし、特別の事情あるときは、2か月以上を合せて交付することができる。

第6条 (奨学金領収証の提出)

奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど直ちに奨学金領収証を本財団に提出しなければならない。

第7条 (学業成績の報告と奨学金継続願の提出)

奨学生は毎学年度始めには、前年度の学業成績証明書を添えて奨学金継続願を提出しなければならない。

第8条 (奨学生の異動届出)

奨学生は次の各号の1に該当する場合、連帯保証人と連署のうえ、直ちに届出なければならない。

- ① 長期欠席、休学、復学、転学または退学したとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 連帯保証人を変更したとき
- ④ 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

第9条 (転学または退学による奨学生の取扱い)

奨学生が転学または、退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

第10条 (奨学生の休止、停止および交付期間の短縮)

奨学生が休学または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の学業または性行などの状況により、補導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を休止または停止し、あるいは奨学金の交付期間を短縮することがある。

第11条（奨学生の復活）

前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。ただし、休止または停止された時から2年を経過したときはこの限りでない。

第12条（奨学金の廃止）

奨学生が次の各号の1に該当すると認められるときは、在学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- ① 疾病などのため卒業の見込みがないとき
- ② 学業成績または性行が不良となったとき
- ③ 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- ④ 奨学生としての責務を怠り奨学生として適当でない事実があったとき
- ⑤ 在学で処分を受け学籍を失ったとき
- ⑥ その他第1条第1項に規定する奨学生としての資格を失ったとき

第13条（奨学生の辞退）

奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申出ることができる。

第14条（奨学金借用証書と返還予定書の提出）

奨学生が次の各号の1に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人2名が連署した奨学生借用証書に、この規程に定める基準によった奨学金返還予定書を添えて、直ちに提出しなければならない。

- ① 卒業または奨学金貸与期間が終了したとき
- ② 退学したとき
- ③ 奨学金の貸与を廃止されたとき
- ④ 奨学金を辞退したとき

2 前項の予定書が承認されたときは、これに基づいて返還しなければならない。

3 第1項の連帯保証人のうち1名は、父母兄弟（未成年者を除く）またはこれに代る者とし、他の1名は独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡のできる者でなければならない。

第15条（奨学金の利息）

奨学金には利息をつけない。

第3章 奨学金の返還

第16条（奨学金の返還）

奨学生が、第14条第1項各号の1に該当するときには、貸与の終了した月の翌月起算して1年を経過した後10年以内に奨学金を返還しなければならない。

2 前項の奨学金の返還は年賦、半年賦、月賦またはその他の1年以内の割賦の方法によらなければならない。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰上げ返還をすることができる。

3 前2項の規定に係らず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の1に該当する場合は貸与した奨学金の全部または一部につき、繰上げ償還させることができる。

- ① 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
- ② いつわりの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
- ③ 返還金の支払を怠ったとき

第17条（奨学生であった者の届出）

奨学生が第14条第1項各号の1に該当するときは、6か月以内に、その住所および職業を届出なければならない。

2 奨学生であった者が大学院に入学したときは、在学証明書を添えて直ちに届出なければならない。

3 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したときまたはその氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

第18条（奨学金の返還猶予）

奨学生であった者が次の各号の1に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予すること

がある。

- ① 失業のため収入がないとき
- ② 災害または疾病等によって返還が困難になったとき
- ③ 大学院に在学するとき
- ④ 外国にあって学校に在学し、または研究に従事するとき
- ⑤ その他真に止むを得ない事由によって、返還が著しく困難となったとき

2 返還猶予期間は前項第3号に該当するときは、その事由継続中とする。その他の各号の1に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、5年を限度とする。

第19条（返還猶予の願出）

返還猶予を願出しようとする者は、その事由に応じて、それぞれこれを証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

- 2 奨学金返還猶予願の提出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人に通知する。
- 3 前条第1項第3号に該当する者で、第17条第2項による届出をした者については、前2項の規定に係らず、この届出をもって猶予願とみなしその返還を猶予する。

第20条（延滞金）

奨学生であった者が正当な事由なくして奨学金の返還を怠ったときは、百円につき1日3銭の割合をもって算出した延滞金を徴収することができる。

第21条（死亡の届出）

奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添え、在学中の学校長を経て、直ちに死亡届を提出しなければならない。

- 2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて直ちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

第22条（奨学金の返還免除）

奨学生または奨学生であった者が死亡し、または不具廃疾のため精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときは、その全部または一部の返還を免除することができる。

第23条（返還免除の願出）

奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人または相続人は、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還免除願に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ① 死亡による場合は戸籍（除籍）謄本、不具廃疾による場合はその事実および程度を証する医師または歯科医師の診断書
- ② 返還不能の事実を証する書類

第24条（返還免除願出の期限）

奨学金返還免除願は、その事由が生じたときから1年以内に提出しなければならない。ただし特別の事情があったと認められる場合は、更に1年以内その期限を延長することができる。

第25条（返還免除の決定）

奨学金返還免除願の提出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人、相続人または連帯保証人に通知する。

第5章 補 則

第26条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

第27条 この規程は昭和51年11月22日より実施する。

第28条 この規程は平成25年5月22日より一部変更する。

奨 学 生 願 書

公益財団法人 ブルボン吉田記念財団
理事長 吉 田 康 殿

平成 年 月 日

貴財団の奨学生を希望いたしますので採用くださるよう、下記の書類を添えて、お願いいたします。

フリガナ			生年月日	年 月 日	性別	男・女
氏 名						
現住所			郵便番号	電話番号		
連絡先 (現住所と異なる場合)			郵便番号	電話番号		
在学高等学校名			出身 中学校名			
進学希望 学校名	区分 順位	大 学 名	学 部 学 科 名			
	第1希望					
	第2希望					
	第3希望					
親権者または後見人	氏 名	⑩		連帯保証人予定者	氏名	職業
	現住所				住所 TEL	
	連絡先 (現住所と異なる場合)	TEL			氏名	職業
	職 業	志願者 との続柄			住所 TEL	
<p>別 記 添付書類 自筆履歴書、家族状況調査書、調査書（3年次1学期までのもの） 在学学校長の推薦書</p>						

家 族 状 況 調 査 書

職業・収入 氏名・生年月日		志願者 との続柄	職 業 (詳しく具体的に)		収 入 (税込み)		
					収入種別	年収見込額	
世帯主							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
不動産 所有 状況	所有区分		使用面積	右のうち自己所有・借家(地)別			
	種 類			所 有		借 家 (地)	
	住 居	建 物	m ²	m ²		m ²	
		宅 地	m ²	m ²		m ²	
	農 地 等		所有地①	借 地②	貸付地③	耕作地 ①+②-③	所有山林等
		水 田	a	a	a	a	山 林 a
		畑					雑種地 a
		計					その他 a
家族のことで参考となる事柄			家族 住居 の 案 内 図				

奨 学 生 推 薦 書

公益財団法人 ブルボン吉田記念財団
理事長 吉 田 康 殿

平成 年 月 日

所在地

学校名

学校長

⑩

下記の者は人物、学術ともに優秀、身体健康で、貴財団の奨学生として
適当と認め推薦いたします。

学校名		学 籍	科
生 徒 氏 名	(男・女)		
人 物 所 見 ・ 推 薦 所 見 ・ 参 考 事 項			
推 薦 順 位	_____位 名中	添 付 書 類	調 査 書
※ 記 事			

注意事項

1. 推薦順位は同一校から2名以上推薦の場合に記入のこと。
2. 調査書のうち、最終学年は1学期まででよい。
3. ※印欄は記入しないこと。